

第442回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 4 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年12月24日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	欠	
9	内田光夫	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田 秀樹		
副主幹	宮本 晃宏		
主査	榎本 亮太		
主事	山本 和慶		

10 開会

会長 石川 秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年12月24日第442回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 渋谷 武

委員 栗原 明

委員 今野 英子

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 1 1 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、4 筆、4 5 3 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 7 件、9 筆、2, 6 4 5. 7 1 m²である。農地改良届については、合計 5 件、7 筆、3, 9 8 0. 0 4 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、3 5 4 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 6 件、4 2 筆、3 1, 7 1 2 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 4 件、1 2 0 筆、6 2, 5 7 2. 1 1 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 1 号議案は、件数 2 2 件、総筆数 7 8 筆、総面積 5 7, 9 2 4 m²について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 2 2 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号19番について報告する。12月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在34歳で、父親の後継者として、会社勤めをしながら両親と共に農作業を行っている。田んぼは稲作、畑は野菜を栽培している。会社が休みの時や、繁忙期に作業を行っているとのことである。農業従事日数は80日、家族で180日である。農機具は一通りそろっていることを確認してきた。生産された米は自家販売をしている。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号22番について報告する。12月13日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。申請地は譲受人の自宅と隣接しており、集約や規模拡大を図ることができる。重機等の農機具も所持していた。近隣の自作地も管理されていることを確認してきた。米作りをするための設備投資も行っており、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から22番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数6件、筆数15筆、面積9,276㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。12月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在73歳である。60歳までは兼業農家であったが、定年後は家族と共に、米や野菜を栽培している。主に米作りを行っており、農業従事日数は180日以上である。農業用の機械は一通りそろっていた。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。整理番号2番について報告する。12月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在55歳であり、会社で勤務をしながら家族と共に、農業を行っている兼業農家である。農業従事日数は150日以上である。農業用の機械はすべてそろっている。将来は米の作付面積を増やしていきたいとのことだった。譲渡人は、農作業ができないことから、現在作付けしてもらっている譲受人に、譲渡することとなった。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号5番について報告する。19日に譲受人に、話を聞いてきた。譲受人は、現在51歳で、農業と土建業を営んでいる。農業従事日数は150日、耕作面積は164アール管理栽培している。主に水稻、その他野菜なども栽培している。農業用機械については、一通りそろっており、所有農地もすべて管理されていることを確認してきた。以上のこと

から、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積499㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について
議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局はまず、概要説明の前に議案説明資料のうち、整理番号 2 番について売買価格及び坪単価、並びに整理番号 5 番について農地種別の補足説明をそれぞれ行った。その上で、「今月の 4 号議案は、件数 13 件、筆数 26 筆、面積 8,063.50 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 13 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによるか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について報告する。12 月 16 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人と代理人に現地にて話を聞いてきた。現在使用している資材置場が満杯状態であり、霊園にはお盆など、多くの人を訪れ、駐車スペースの確保にも追われている状況であった。現在使用中の資材置場については、駐車スペースとして使用し、今回の申請地については資材置場として使用することである。新旧の土地が隣り合わせになるため、効率よく使うことができる。周りはコンクリート擁壁を作り、上には柵を設置し、外部から侵入できないようにする。近隣には住宅があるため、騒音等に配慮しながら工事を行うとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 7 番について報告する。16 日に現地調査し、譲受人に話を聞いてきた。譲渡人の依頼を受けて今回の申請に至った。農地改

良の施工については、良質な土を搬入し、計画書通りに行い、近隣には迷惑をかけないように注意するとのことであった。良質な土を盛り、低地の解消を図り、畑として利用するとのことである。譲渡人にも、施工期間中は定期的に申請地を確認するよう、話をしてきた。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から13番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号5番と7番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号5番と7番については条件を付すことに決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 2 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 1 月 1 2 日

議 長 石 川 秀 夫 印

委 員 渋 谷 武 印

委 員 栗 原 明 印

委 員 今 野 英 子 印
